災害等による一時的な市営住宅の使用について

春日井市では、災害・火災により住居が被災された方に対し、生活の再建のため一時的に使用できる市営住宅を用意しています。

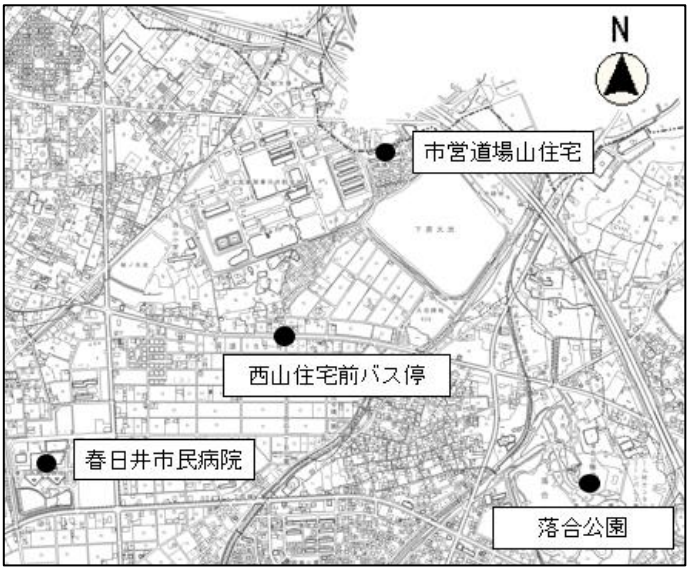

1　使用条件について

⑴　市内にお住まいの方

⑵　春日井市の発行する罹災証明書又は
　　り災証明書を取得又は取得見込みの方

⑶　春日井市暴力団排除条例第２条第２号に規定
　　する暴力団員でない方

2　提供住戸について

⑴　住宅名　市営道場山住宅

⑵　住　所　春日井市西山町１６１７番地４

⑶　建築年　昭和４２年～４７年

⑷　間取り　２Ｋ

⑸　その他　駐車場使用可

3　使用期間

３か月以内（生活再建の状況により最大３か月延長可能）

4　使用料について

⑴　家賃・駐車場使用料　免除

⑵　共益費　必要（各住宅自治会の規約による）

⑶　電気・水道・ガス使用料　必要（各事業者へ直接申込してください）

⑷　浄化槽負担金　３００円／月

5　申請手続きについて

⑴　受付場所　市役所９階まちづくり推進部住宅政策課

⑵　必要書類　罹災証明書又はり災証明書、車検証（駐車場を使用する場合）、
　　本人確認書類
　　※申請時に提出が困難な場合は、７日以内に提出

6　注意事項

⑴　住戸は最低限の改修をしていますが、現状での引き渡しとなります。（清掃が行き届いていない場合があります。）

⑵　冷暖房器具や寝具、食器、日用品等の備え付けはありません。（お風呂の給湯器は設置）

⑶　ライフラインは、入居者自身で契約・解約の手続きが必要です。（申込の時期によって当日から使用できない可能性があります。）

⑷　エレベータはありません。

⑸　あらかじめ市の定める使用条件に従う必要があります。